

**No.11**

2002年5月発行

# 淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## CONTENTS

- 第11回淀川部会の内容……………P.1
- 第11回淀川部会の資料より抜粋……………P.7
- 意見聴取の会の概要……………P.11
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.14
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.15

平成14年1月26日(土)、第11回淀川部会が行われました。



【京都リサーチパークにて】

## 第11回淀川部会 委員リスト

2002.1.26現在  
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	横村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榊屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授、 京都大学生態学研究センター教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

## 第11回淀川部会の内容

19名の委員が出席して、審議が行われました。前半の部では一般からの意見聴取が行われ、10名の方から意見発表を頂きました。後半の部(会議)では、治水に関する検討課題について河川管理者から「洪水対策の論点」について説明が行われた後、意見交換が行われました。

### 第11回淀川部会(2002.1.26開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

#### 1 決定事項

- ・今後の一般からの意見聴取をより充実したものにするため、今回の意見聴取の方法等について気づいた点等を庶務宛に提出する。
- ・利水の部分について、どのような項目を議論する必要があるかについて、整理した資料を委員に配布する。
- ・第7回委員会で河川管理者より提出される「利水」についての資料を部会の委員全員にも配布する。
- ・本日の議論についての質問、意見等を出し、次回までに庶務にて資料の形にまとめる。

#### 2 審議の概要

##### (1) 前半の部：一般からの意見聴取

本日の会について

庶務より、意見発表者候補の選出の考え方と結果についての説明が行われた。

一般からの意見発表と委員からの質問

10名の意見発表者を5名ずつ前半、後半に分け、1人6分で発表頂いた。また、前半、後半ごとに委員から発表者へ質問を行った。

会場からの発言

一般傍聴者3名から発言があった。

##### (2) 後半の部：会議

今後の部会の進め方について

次回第12回部会(2/5)では利水を中心に議論。第13回部会(3/14)では部会として一定の意見集約に向けた議論をし、3月30日の委員会の議論に反映させるべく中間的なとりまとめをめざす。

河川管理者からの説明

前回部会における委員発言に対応した資料、および河川管理者より提案のあった「洪水対策の論点」(資料3)の説明が淀川工事事務所、および木津川上流工事事務所より行われた。

検討課題に関する議論(治水等に関して)

河川管理者より示された「洪水対策の論点」をもとに、意見交換が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から発言があった。

### 3 主な説明内容

#### 河川管理者からの説明

説明要旨：資料3「現状・課題・方向性についての説明資料」

#### 洪水対策の基本方向と具体的事例

基本的方向として「繰り返す破堤の輪廻からの脱却」、「洪水に対して「脆い」地域から、「したたかな」地域へ」の変換について、昭和28年9月型降雨を1倍とし、同じ等雨量線で2倍の降雨量が降ったと仮定し、具体的な箇所における危険性と対策について説明がなされた。

#### a．浸透による破堤対策（枚方大橋下流：河口から24.4km）

- ・24.4km地点で昭和28年9月型降雨の1倍と2倍の降雨を仮定した場合、浸透の勾配、継続時間、堤防の土質を総合的に判断すると、破堤の危険は2倍の降雨では非常に高く、1倍でも破堤する危険があると考えられる。
- ・昭和28年9月型降雨により、24.4km地点で破堤した場合、想定氾濫区域は枚方、寝屋川、守口、大阪市内で、ほぼ18万戸が浸水すると考えられる。また、堤防付近では浸水深、流速とも急速に増すことが予想され、人命被害や家屋破壊、ライフラインや交通網の混乱、床上・床下浸水が生じる。このような状況を「洪水に対して「脆い」地域」と考えている。
- ・洪水に対して「したたかな」地域とは、どのような洪水に対しても、人命が失われない、家屋やライフラインが破壊されないことを前提に、同時に浸水被害をできるだけ少なくすることを目指すものである。整備のための対策として、流域対策と河川整備の進め方の2つが考えられる。

#### （流域対策の進め方）

- ・流域対策の進め方については、国土交通省、沿川自治体、水防団、気象台、陸上自衛隊、警察、NHK、鉄道協会、NTT、関西電力、大阪ガスで構成されている「淀川洪水危機管理検討会」によって、対応計画が検討されている。
- ・検討会による対応計画としては、「淀川の改修および被害軽減のための措置」、協議会の常設等「防災組織、体制の充実」、住民へのリアルタイムの防災情報の提供等「情報伝達体制の整備」、危険の早期発見のための堤防の監視システム等「観測・監視体制の整備」、地下街などの地下空間での光や音を使った避難誘導等の「避難収容体制の整備」、学校での防災教育、水防団の活性化等の「地域防災力の向上」、地下施設の耐水化等「被害軽減のための対応」、水防拠点となるような資材が設置された「河川防災ステーションの整備」が検討されている。現在、一部で実施されている対策としては、インターネットやiモードを使った防災情報の提供、ハザードマップの作成が上げられる。
- ・24.4km地点で破堤した場合に想定される浸水区域の殆ど全部が市街化区域となっており、洪水氾濫を想定しない市街化が進められていると言える。洪水氾濫と土地利用、都市計画との調整が今後の大きな課題として残っている。

#### （河川整備の進め方）

- ・破堤の回避ができれば、「洪水による破壊力の緩和」、「氾濫速度の緩和」、「氾濫水量の減少」が可能となる。破堤しないことが最優先されるべきと考える。具体的な方策としては、堤防の撤去、沿川地上げ（スーパー堤防）、浸透対策工が考えられる。
  - ・堤防高低減、あるいは除去をすれば、破堤回避、地域と河川との分断修復は可能となるが、洪水、浸水頻度が増大する。沿川地上げ（スーパー堤防）では、破堤回避、地域と河川との分断修復が可能となるが、市街化が進んだ地域では町づくり計画との調整に時間を要するというデメリットがある。
  - ・浸透対策工としては、堤防の前面に遮水シートと矢板を入れ補強する方法があるが、洪水に対してしづとくはなるが、どのような洪水に対しても万全というわけではない。あくまでも応急的な措置である。
  - ・上流のダムによる洪水位の低減については、大戸川ダムが完成すれば、昭和28年9月型降雨の1倍で約20cm、2倍では約25cm水位を下げる事が可能になる。川上ダムでは1倍で約10cm、2倍で約7cm下がる。また、河床掘削で、2倍の降雨に対応するには約7.5mの掘削が必要となるが、2倍以上の降雨では破堤の恐れが残る。
- #### b．越水による破堤対策（木津川大橋下流：三川合流点から3.2km）
- ・木津川3.2km付近では、昭和28年9月型降雨の2倍の降雨で、水位が堤防の高さを越え、越水による破堤が起こると予想される。この破堤による氾濫によって、約6,000戸が浸水被害を受け、最も深いところで3mから5mの浸水深となる。
  - ・越水破堤の対策としては、まず、沿川地上げ（スーパー堤防）があるが、時間を要する可能性があり、応急対応としてはデメリットがある。
  - ・堤防全体を遮水シートで覆い、矢板を打って堤防の周りを鎧のように補強するアーマー化は洪水に対してはしづとくなるが破堤の危険は残る。また、地域と河川との分断修復もできないが、応急的な対応はできる。
  - ・堤防の中央に鉄やコンクリートの矢板を入れる二重鋼矢板を実施すれば、破堤回避、応急対応はできるが、地域と河川との分断という点では従来と何ら変わらないものである。
  - ・ダムによる洪水位の低減では、上流の川上ダムが完成した場合、昭和28年9月型降雨の1倍で約17cm水位が下がるが、2倍になるとほとんど効果は得られない。
- #### c．狭窄部上流における対策（岩倉峡上流：三川合流点から58.0km）
- ・現在、上野盆地では上野遊水地計画事業が進められているが、遊水地事業と上流の川上ダムの両方が全て完成した場合に、昭和28年9月型降雨の1.2倍の雨を想定すると、58.0km付近の浸水面積は117ha、平均浸水深は0.6mとなる。1.2倍の降雨での氾濫を回避するには、現在低い部分の堤防の高さも改修したと仮定して、岩倉峡の開削で120m<sup>3</sup>/sの流下水量の増加が必要となる。（近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田）

- ・木津川支川の名張川では、昭和28年9月型降雨に対して、現在約0.8倍の容量である。1.2倍に対応するには、堤防の強化と同時に河道掘削、あるいは引堤といった方法が必要となる。（近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田）
- ・上流の浸水被害をなくすため狭窄部を開削し、流化能力を増やすと、下流の流量は増加し、破堤の危険性は増大する。昭和28年9月型降雨の2倍の降雨量で下流において破堤の恐れのある堤防の延長は1.5km増加する。
- ・岩倉峡、鹿跳、保津峡の狭窄部を開削した場合、下流での破堤を回避するための全川的な対策にかかるコストは、スーパー堤防では約7,500億円、二重鋼矢板で約5,900億円、アーマー化で約2,000億円が見込まれる。

#### 河川整備計画策定のための洪水対策の論点

- ・洪水対策の論点として1．基本方向、2．対策の優先度、3．実施場所の優先度、4．土地利用の制限、調整の4つをあげている。
- ・「基本の方向」として、従来は目標規模の降雨を決め、目標規模降雨を無害に海に流すために、堤防の構築、嵩上げ、河道掘削、ダム、遊水地等を作り、上流の流下能力をアップすると共に堤防の質的強化を図ってきたが、転換後は、どのような規模の雨が降るかわからないことを前提として、人命被害や家屋破壊などの壊滅的被害をもたらす破堤を回避するために堤防の強化を行い、危険を高める堤防の嵩上げや上流の流下能力を高めることはしないといったことを基本に、併せて浸水頻度の軽減を図る考え方に転換する。
- ・流域の減災対策についても、目標規模を越えた降雨に対しては破堤の危険があった従来の対策から、破堤回避を前提とした対策へと変わることが予想される。
- ・「対策の優先度」では、破堤回避を最優先するのか、破堤回避と浸水対策を同時実施するのか、あるいは別の考え方の3つがあげられる。「実施場所の優先度」では被害頻度、深刻度を勘案しながら、洪水対策の基本的な考え方が決まることによって、具体的な優先実施場所の評価が可能となると考える。
- ・「土地利用の制限、調整」については、従来の治水対策には入っていなかったが、洪水氾濫を考慮してこなかった土地利用が洪水に対して「脆い」地域を造った一因であることを考えると、今後の河川整備計画にどこまで盛り込むべきか否か、大きな論点となるのではないかと考える。

#### 4 主な意見

##### <河川に対する意識>

- ・大阪市内の小中学校で総合学習として淀川を取り上げているが、淀川を使うことばかりでなく、例えば歴史など淀川の何を学習するかを、まず明確にする必要がある。

##### <整備、計画のあり方>

- ・行政に携わる人はもっと現場に行きたくて欲しい、でなければ住民の要望も大きな声だけが通って、本当にあるべきことが計画されないということが起こってくる。

##### <市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など）>

- ・情報伝達の整備や水防団等、ソフト面を真剣に考えていかなければならない。特に都会の住民が生活の中で防災意識をもてるようなシステム作りが重要である。

##### <方向性、考え方>

- ・洪水対策の越流型とは、堤防を一部低くし、越流堤を上、中、下流、最下流、両岸と全般的につくって越流させ、ソフト面や浸水区域内で対応する。それによって、破堤の危険がある高い堤防も不要となり、コストも抑えられると解釈してよいのか。
- ・現在の堤防をなくす、あるいは低くして越流堤にすれば、溢水の頻度は上がるが破堤の被害を小さくすることができる。この選択も流域として合意できれば、あり得ることである。
- ・洪水防御における「土地利用の制限、調整」は大変重要である。淀川流域は多くが市街化区域に含まれているが、地方分権により市町村の役割も大きくなってきている。町づくり全体を視野にいたした危険区域の設定や条件づけ、建築の利用、防災意識の醸成、リスクに関する情報提供等、流域住民の協議、合意が重要になってくる。景観も含め、大きな方向として河川整備計画に盛り込むべきと考える。

##### <洪水>

- ・昭和28年9月型降雨が2倍になったときの等雨量線が同じという仮定でシミュレーションされているが、最終的にその基準がハザードマップにつながっていくことを考えると、非常に乱暴である。様々な等雨量線を予想したシミュレーションを10くらいは出して、判断する慎重さが必要ではないか。

##### <ソフト面での防災>

- ・浸水被害の想定される地域においては、3階以上の建物を高齢者や病人などを避難させる避難所として平常から契約するなど、1、2階は浸水するという覚悟で様々な対応を考えるべきである。

##### <方向性、考え方>

- ・川に棲む生き物の立場に立って考えるとともに、川の水は飲み水であるということを中心に据えて考えて欲しい。川を利用するのではなく、川に入らせてもらうといった発想が大切である。

##### <河川空間利用（水域、高水敷）>

- ・現在の自然保全地区、野草広場地区、施設広場地区といった地区で分ける分け方を見直す必要がある。

##### <水利用>

- ・水需要というのは広域で計算すると確かに過剰傾向にあると思うが、地域によっては不足しているところもたくさん存在する、そのような地域のことも考慮にいたした上で判断することが必要である。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



### 説明資料一覧

#### 配布資料リスト

資料リスト		提供主体	ボリューム ( )は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(3)	Y11-A
資料1	意見発表者と応募意見	庶務	A4(18), 別添資料A4(69)	Y11-B
資料2	中間取りまとめに向けた今後の部会の進め方等について	庶務	A4(2),A3(1)	Y11-C
資料3	現状・課題・方向性検討についての説明資料：河川管理者提供	河川管理者	A4(55)	Y11-D
資料4-1	検討課題についての意見整理資料（案）	庶務	A4(25)	Y11-E
資料4-2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(17)	Y11-F
資料5	会議の運営に関するお知らせ（第6回運営会議より）	庶務	A4(2)	Y11-G
参考資料1	第10回淀川部会（2001.12.17開催）結果概要（暫定版）	庶務	A4(3)	Y11-H
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(12)	Y11-I
参考資料3	検討スケジュール（案）	庶務	A3(1)	Y11-J

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、原本がカラーのものはカラーで閲覧頂けます。

## 第11回淀川部会の資料より抜粋

河川管理者説明資料より  
河川管理者より、資料3を用いて、洪水対策の論点について説明が行われました。以下にその主な内容を抜粋して掲載いたします。

### 洪水対策の基本的方向と具体的事例

洪水に対して「脆い」地域	⇒	洪水に対して「したたかな」地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命が失われる</li> <li>・家屋等が破壊される</li> <li>・ライフライン支障による混乱が生じる</li> <li>・浸水による被害が生じる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・たいしたことはない</li> <li>・慣れている</li> <li>・柳に風</li> <li>・命までは取られない</li> <li>・折り込み済み</li> <li>・柔構造</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命は失われない</li> <li>・家屋等は破壊されない</li> <li>・ライフライン支障による混乱は生じない</li> <li>・浸水による被害が生じる できるだけ少なくする</li> </ul>

### 洪水に対して「したたかな」地域整備のために - 流域対策の進め方

#### 「淀川洪水危機管理検討会」による対応計画

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川の改修および被害軽減のための措置</li> <li>・防災組織、体制の充実<br/>危機管理組織の設置<br/>防災訓練の実施等</li> <li>・情報伝達体制の整備<br/>情報のデータベース化<br/>情報収集伝達システムの基盤整備等</li> <li>・観測・監視体制の整備<br/>洪水観測・予測体制の充実<br/>堤防監視体制の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難収容体制の整備<br/>避難所の選定・整備<br/>地下空間施設における避難誘導施設の整備充実等</li> <li>・地域防災力の向上<br/>平常時からの災害情報提供の充実<br/>水防団の活性化等</li> <li>・被害軽減のための対応<br/>地下空間施設の耐水化<br/>ライフラインや重要施設の耐水化等</li> <li>・河川防災ステーションの整備</li> </ul> |
|---|--|

洪水に対して「したたかな」地域整備のために - 河川整備の進め方

破堤を回避できれば

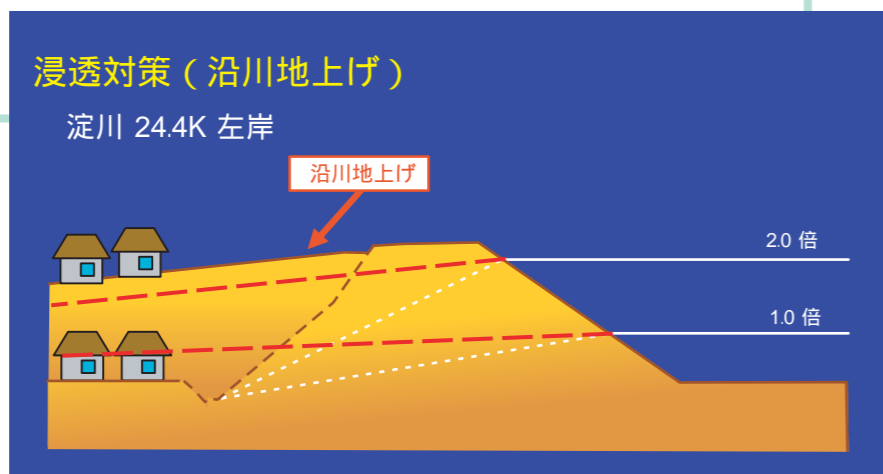
洪水による破壊力の緩和  
氾濫速度の緩和  
氾濫水量の減少

⇒ 破堤の回避を優先

### 破堤回避策の例

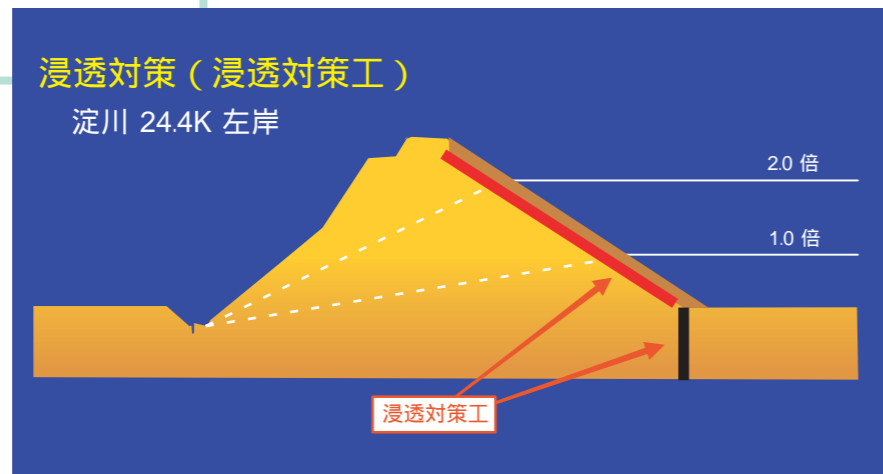
沿川地上げ（スーパー堤防）

沿川地上げ（スーパー堤防） ⇒ 破堤回避  
地域と河川の分断修復  
× 街づくり計画との調整に時間を要する



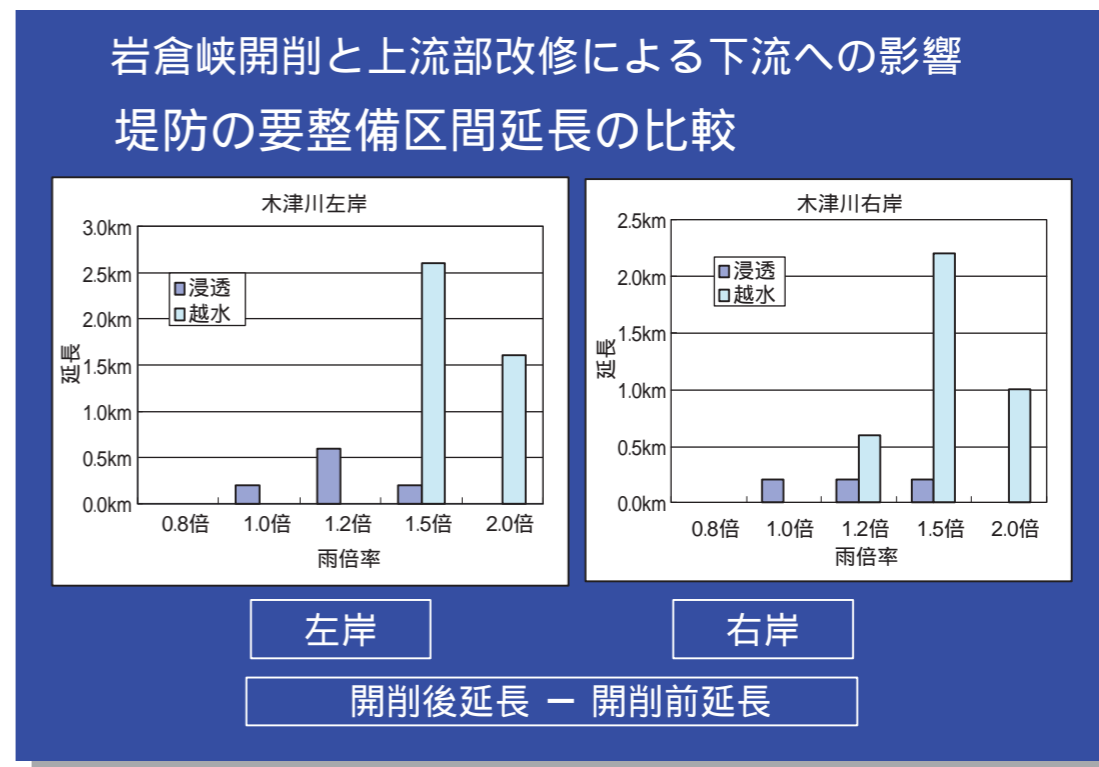
### 浸透対策

浸透対策 ⇒ 破堤回避  
応急的に対応可



狭窄部を挟んだ上下流問題（岩倉峡）

狭窄部を開削し流下能力を増やすと、下流の破堤の危険性が増大する。昭和28年9月の2倍の降雨量で下流に破堤の恐れのある堤防の延長は1.5km増加する。



### 破堤対策

岩倉峡、鹿跳、保津峡の狭窄部を開削した場合、下流の破堤を回避するための全川的な対策にかかるコスト。

	沿川地上げ	2重鋼矢板	アーマー化
概要図			
破堤回避			
地域と河川の分断修復		×	×
応急対応	×		
コスト	約 7,500億円	約 5,900億円	約 2,000億円

コストは昭和28年9月の洪水の2.0倍の洪水に対応するための対策費用

河川整備計画策定のための洪水対策の論点

洪水対策を行うにあたり、今後どのような考え方で進めていくのかを委員会で議論していただくため、各論点毎に示したものです。

論点	項目
1. 基本方向	A案: 従来の考え方を踏襲するのか B案: 対策の考え方を転換するのか C案: その他
2. 対策の優先度	A案: 破堤回避を最優先するのか B案: 破堤回避と浸水対策等を同時実施を図るのか C案: その他
3. 実施場所の優先度	被害頻度、深刻度等を勘案し、 どのような考え方で優先実施場所を評価するのか
4. 土地利用の制限、調整	盛り込むべきか否か ・洪水に対して「脆い」地域を造ってきた大きな原因の一つは、 洪水氾濫を考慮してこなかった土地利用 ・整備計画において、どこまで土地利用の制限、調整について盛り込むのか



基本方向について（上図「1. 基本方向」についての詳細）

	従来型の洪水対策	治水対策の転換後の洪水対策
対策の考え方	目標規模(例えば200年に1回の降雨もしくは既往最大)に対して、被害とすることを優先する	いつ、どのような規模の雨が降るかかわからないことを前提として、徹底的な被害(人命被害、家屋等の破壊、ライフライン支障による混乱等)を防ぐことを優先する
対策の進め方	<p>(対策の順序)</p> <p>目標規模降雨に対して、浸水頻度を軽減 例えば、目標規模に対して安全な堤防の構築</p> <p>↓</p> <p>目標規模降雨に対して下流が安全であれば、 上流区域で流下能力アップ</p> <p>↓</p> <p>目標とする流下能力を維持するために、 堤防を強化</p> <p>(整備内容の具体例) 蓄堤、堤上げ、河運開削(拡幅)、放水路、内水対策、ダム、遊水地 等</p>	<p>(対策の順序)</p> <p>破堤回避のための堤防の強化</p> <p>↓</p> <p>破堤の危険性を減らす 堤防の構築、堤上げ</p> <p>↓</p> <p>下流堤防の破壊の危険性を 高めるような上流改修 (狭帯留開削等の流下能力アップ)</p> <p>↓</p> <p>浸水頻度の軽減</p> <p>(整備内容の具体例) 堤防補強、河運開削(拡幅)、遊水地、内水対策、ダム、橋梁対策 等</p>
目標規模の決定	まず最初に目標規模の決定が不可欠(異常気象、従来の土地利用、森林状態、土砂流出評価等の不確定要因の想定が必要)	あらゆる規模の降雨を想定
減災対策時の前提条件	破堤(壊滅的被害)を前提	浸水氾濫を前提

意見聴取の会(前半の部)の概要

第11回淀川部会の前半の部では、「意見聴取の会」が行われました。意見発表者10名を前半5名、後半5名に分け、1人6分で発言いただき、前半・後半ごとに意見発表の後、まとめて委員から発表者へ質疑応答がなされました。最後に、一般傍聴者2名から発言がありました。

以下の発言については、現在確認作業中ですので、今後、修正・変更の可能性があります。

はじめに(部会長より)

- ・淀川水系流域委員会では、徹底した情報公開を基本に運営されているが、資料の公開だけでなく、一般の住民意見を直接にお聞きし、その意見を反映させながら議論を進めていきたいと考えている。今回、応募期間が短期間であったにも関わらず、たくさんのご意見を頂いたことに感謝申し上げます。
- ・発表者の選出にあたっては、頂いた意見の中から部会委員の希望を主としながら、部会長、部会長代理、庶務で整理し決定した。



意見発表者からの意見(抜粋)

1. 将来の淀川のあり方について

- ・河川敷がレクリエーションの場として有効に利用されている点について流域委員会であまりふれられていないのは残念である。
- ・市民の飲料水の水質に関する関心は高く、関連する情報の提供や水質検査の充実を希望する。
- ・市内の河川敷の公園計画は施設広場地区、野草広場地区、自然保全地区があるが、施設広場地区の整備が進んでいるため、施設広場地区のみが淀川河川公園であるかのような印象を与えることを懸念している。現在整備されている施設広場やグラウンドの確保とともに自然にふれ合えるような場の提供を希望する。

Q: 自然に触れあえるような場とは具体的にどのような形か、また、公園としての利用とはどのように両立させていくのか提案があれば教えてください。

A: 河川公園の対象になっていない低水路、低水路護岸を複断面にする等、工夫次第で自然にふれあえる場を作り出せる可能性はあると思う。また、市域内の計画の中では面積的に施設広場地区は全体の1/10に過ぎず、今あるゴルフ場などを野草公園に整備していくことで、自然と触れあえる多様な空間の実現は可能と考えている。

Q: 都市計画の主体である自治体として、防災的視点から土地利用と都市計画をどう考えているのか教えてください。

A: スーパー堤防はほとんど人が住んでいない市街化調整区域での整備区間がある一方、住宅等が密集する市街化区域ではまだ不十分である。堤防の強化と言う意味では別の手法もあり得るため、都市行政と河川行政で事業手法を決定して行く総合的な場が必要である。



## 2. 河川・湖沼と生物の多様性にかかわる基本的理念

- ・ 海域、陸域のピオトープ間で栄養塩類が循環し生物は生存を続けている。これらの栄養塩は水循環とサケ、マス等の生物移動によって海洋、河川、陸地を循環し、長い年月をかけて豊かな生物多様性を築きあげてきた。現在は、都市開発等により、海洋と山林をつなぐ生物の昇降可能な河川としての機能が損なわれている。淀川水系の生物多様性を保全するには、「水と緑の生物の回廊」を構築することが重要である。

Q：魚の遡上に障害となっているもので、具体的な改善案があれば教えてください。

A：洪水がきても、泳ぐ力が弱い魚が流されないようワンドをつくり、その周辺に草をはやすなどの工夫が必要である。堰も魚が上がりやすい状態にしてやるのが大切である。

## 3. 伊賀地域の生活と産業を支える木津川の恵み

- ・ 三重県上野市、伊賀町、青山町、阿山町、大山田村、島ヶ原村の地域では、木津川、柘植川、服部川の3河川と、地下水を水道水源としているが、近年、水道水源の枯渇が進み、所定の取水量の確保にも苦慮する状況である。今後、各種地域整備等が進むなか、将来予測される水需要に対応するべく川上ダムが根幹的施設として位置づけられている。水道事業の経営効率化や水資源の有効活用の上からも川上ダムの早期完成が地域の発展に寄与するものと期待している。

## 4. 水防団の現状について

- ・ 水防団員の高齢化、及び都市化に伴う欠員増を解決する方法として、当該市町村の職員の水防組織への組入れの公認化を提案する。また、現在の水防団が高齢化のため機能していないという指摘があるが、水防団は存在すること自体に意義があるということを強調しておきたい。

Q：水防団の人員不足について、地域の意識の変化など本音のところをお話し下さい。

A：全ての水防団が憂慮すべき事態ということではない。地域の外へ通勤する人の増加にとまいない、地域の水防への関心の低下はあるが、個々に状況把握して補強していけば十分に対処できると考えている。

## 5. 淀川の水利権の見直しについて

- ・ 淀川では水利権と実際の水需要を比較すると水余りの状態にあるにもかかわらず、7つのダム計画が推進されている。ダム計画の前に、企業の節水努力による工業用水や、農地の宅地化や減反による農業用水の水利権の調整や用途転用によって対応できないか検討して欲しい。

## 6. 「淀川」学習の拠点校づくりについて

- ・ 平成14年から小・中学校で「総合的な学習の時間」がスタートする。子供が自ら考える力を育てることが目的であるが、そこに生きた教材である淀川を、多方面から総合的に学習する淀川学習を取り入れたいと考えている。そのためには、すぐに使える良い教材が不可欠である。同時に人材、施設など、流域委員会にサポート役をお願いするとともに拠点校づくりを進めて頂きたい。

Q：総合学習で淀川を取り上げる場合、淀川を使うことばかりがねらいにあがっているように感じるが、「何故、海の魚が川で釣れるのか」という子供の問いに、学習内容のどこでどのように教えようとしているのか教えてください。

A：見学する、体験学習するだけで終わってしまう傾向がある。教師が見学や体験を通して何を学習させようとしているのか、ねらいと計画を持つことが大切である。

## 7. 新たな名所として、一津屋地区を親水公園に

- ・ 摂津市の活性化として、河川の水面利用地域である一津屋地区を親水公園とし、新たな「名所」としたい。今後の取り組みとして、現在は水面利用者のボランティアによって管理運営されているが、継続性が危ぶまれることから行政主導の管理団体を構築、インフラ整備を進めていくことを提案している。全ての水面利用者がレクリエーションとして安全かつ快適に楽しめる総合的な水上公園として整備していきたい。

Q：まちづくりの一環としての「名所づくり」であるならば、それによってどのようなメリットがその地域にあるのか教えてください。

A：国土交通省が「淀川水上オートバイ問題関係に関する提言書」の中で水上オートバイを一津屋地区に集約し、暫定的に利用を認めたことに着目し、名所づくりを考えた。今後は住民や水面利用者の意見を聴きながら、共存共栄の道を探りたい。

## 8. 町と町をつなぎ、人が集える木津川へ

- ・ 山城町にとって現在の木津川は隣接する精華町や木津町と山城町を分断する空間となっている。旧奈良街道を復元し、木津町と山城町の間に堰堤や潜没橋をつくり、人の交流を図っていきたい。町村合併も含めて木津川が物理的にも、心理的にも町と町、人と人の心をつなげるような役割を果たす川になることを希望している。また、カヌーの終着場である木の津(港)の復元等、心のなごむ施設づくりをして欲しい。

Q：堰堤を設けることの意味と、山城町が木津川にとって、あるいは下流域の住民にとって、どうすることが良いと考えておられるのか教えてください。

A：堰堤については、いろいろな意見を集約した結果である。人が山城町を素通りして、京都、奈良へ向かう状況の中で、美しい木津川を保全しながら、人が集まる場所にしたいというのが正直な気持ちである。

## 9. 淀川「毛馬・赤川地区」河川敷を市民の自然教室に

- ・ 草刈りの後の毛馬付近の堤防を見ると、地肌がむき出しになった状態である。ここまで草を刈るのは自然を弱めることにならないかと疑問を持っている。
- ・ 自然観察園として自然のままにしておくエリアでは人が立ち入りにくい。一般市民をシャットアウトする形での自然保護はいかがなものかと考える。
- ・ 現在工事中である、水際の整備と自然回復のエリアでは、人工管理と人を閉め出すような聖域化の中間である、自然と人間との共生を模索してもらいたい。市民の声を聞くの大切だが、「これ以上自然を痛めない」という原則の上に立ち、常に原則に立ち返りつつ進めていって欲しい。

## 10. 淀川水系に期待すること

- ・ 淀川の問題は「生物の環境悪化」と「人と川の関係が失われている」ことの2点である。川の魅力は「感動できる」ことにある。感動とは水の中で魚や昆虫を見たり、石や水の流れを体で感じたときにある。また、知識を得るほどに感動は深まっていく。水がきれいであれば、人は川に関心を持つ、関心を持つ人が少なければ自然も守れない、水質、自然、人が連動することによって感動できる川ができる。

Q：「川の特徴を生かした川づくり」とは具体的にどういうことを考えておられるのか。

A：川の特徴をそのままにしてダムや堤防を作ることは難しい。住民の危機意識を高め、溢れるかもしれないという意識への転換、流域の川への関心を持つ等で対処していく必要がある。河川管理者だけでなく、市町村も一体となって取り組むことが必要である。





## これまで開催された委員会および部会等について

第11回淀川部会(平成14年1月26日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
琵琶 湖 部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)	
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)	
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)	第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)	
	第8回琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)	第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)	
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)	第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)	
第9回琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)	第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)		
			第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)	
			設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

## 当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



### 郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会  
ご意見用 F A X 送信票

**FAX:06-6341-5984**

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名( )  
ご住所(〒 )

TEL( )

E-Mail( )

お名前( )

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込  
および資料請求用 F A X 送信票

**FAX:06-6341-5984**

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 No と資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名( )  
ご住所(〒 )

TEL( )

E-mail( )

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

---

## 淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.11

---

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

---

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

**TEL:(06)6341-5983** FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。